

資料 1 - P

		該当しない	該当する
1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第9条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第5条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第11条第1項及び第19条第1項森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に: 第34条保全林に関して伐採等を行う場合、県知事の許可を得ている。又、伐採後は速やかに植林するようにしている。)
3	森林間伐等の実施促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	自然公園法(県立自然公園法3種)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

1 森林・林業基本法第9条
(森林所有者等の責務)

森林の所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。

2 森林法第5条

都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

3 森林法第11条第1項

森林所有者等は、単独で又は共同して、これを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につき、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林施業計画が相当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

4 森林法第19条第1項

森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該森林施業計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合
当該都道府県知事

5 自然公園法(県立自然公園法3種)

森林の間伐については、特に規制なし。